

第 4 編

石油類流出事故対策計画編

第1節 総 則

1 計画の目的

この計画は、海上における船舶の坐礁、接触、衝突、沈没、火災等による事故並びにこれらの事故による大量の石油類の流出(陸上での石油類の屋外タンク等からの石油類の流出が海又は河川に及ぶ場合を含む。)及びそれに伴う火災(以下「油流出事故」という。)が発生した場合に、消火活動、流出した油等の拡散防止と除去、付近の船舶並びに沿岸住民の安全を図るとともに、水産業、観光業その他の関連する産業の被害の回復を図るため、国、府、町等関係防災機関及び漁業協同組合等関係団体並びに事故原因者等がとるべき対策について必要な事項を定めるものとする。

本町は、平成2年1月のマリタイム・ガーデニア号、また、平成9年1月に起きたナホトカ号の事故により、油流出災害を経験している。この災害を教訓として、今後の予防対策を進めていくとともに、万が一同様の災害が再び発生した場合には、迅速な応急対策、復旧対策が実施できるよう計画を定めるものとする。

なお、この計画に特別の定めのない事項については、一般計画編に基づき運用するものとする。

2 町及び防災機関の処理すべき事務又は業務の大綱

油流出事故対策に関し、町及び防災機関が処理すべき事務又は業務の大綱は、第1編第3節に定めるところによるほか、次のとおりとする。

(1) 町

- ア 事故状況の実態の把握及び的確な情報の収集並びに関係防災機関への連絡通報
- イ 消防法に基づく宮津与謝消防組合管理者の許可に係る屋外タンク等にあつては、同法に基づく一次使用停止等の措置及び防災上必要な指示、指導
- ウ 関係防災機関との調整
- エ 死傷病者の救出、救護(搬送・収容)
- オ 死傷病者の身元確認
- カ 湾内及び沿岸海域へ漂着した又はそのおそれのある流出油の拡散防止及び除去又は処理等
- キ 事故拡大防止のための消火その他消防活動
- ク 警戒区域の設定及び立入制限、現場警戒並びに付近住民に対する避難の勧告、指示
- ケ 京都府又は他の市町村等に対する応援要請
- コ 流出油が河川又は漁港等に流入し、又は流入のおそれのある場合における河川管理者、漁港施設管理者等に対する通報及び河川流域又は港湾等の沿岸の農・漁業者、漁業協同組合等に対する指導・支援
- サ 必要に応じた流出油防除資機材及び消火機材の整備
- シ 漁業者、観光業者等の復旧支援

- (2) 府
- ア 的確な情報収集及び関係防災機関への通報
 - イ 事故の規模等に応じた事故警戒(村策)本部・支部の設置又は被害の状況に応じた災害対策本部・支部の設置
 - ウ 福井・京都・兵庫北海域排出油等防除協議会との連絡調整、運営協力
 - エ 淀川水質汚濁防止連絡協議会・由良川水質汚濁防止連絡協議会との連絡調整、運営協力
 - オ 関係防災機関への協力要請
 - カ 関係防災機関との連絡調整
 - キ 京都府救護班の出動
 - ク 日本赤十字社京都府支部及び社団法人京都府医師会、国立、公立、私立医療機関等に対する活動の要請
 - ケ 消防法に基づく知事許可に係る移送取扱所にあつては、同法に基づく一次使用停止等の措置及び必要な指示・指導
 - コ 市町村等が行う湾内及び沿岸海域へ漂着した又はそのおそれのある流出油の拡散防止・除去活動への協力
 - サ 流出油防除資機材の調達体制の整備充実、あつ旋及び必要な資機材の整備
流出油防除資機材とは、次のものをいう。
油吸着材、油処理剤、オイルフェンス、油吸入ポンプ、空ドラム缶、ひしゃく、バケツ、土のう袋、油回収機、油回収船等
 - シ 流出油が河川、港湾等に流入し、又は流入のおそれのある場合における河川管理者、港湾(漁港)施設管理者、隣接府県等に対する通報及び河川、港湾等の沿岸の農・漁業者、漁業協同組合等に対する指導・支援
 - ス 漁業資源、自然環境等への影響及び被害状況の把握
 - セ 野生生物及び文化財(天然記念物等)の保護・保全
 - ソ 漁業者、観光業者等の復旧支援
 - タ 市町村、漁業者、観光業者等の補償請求に係る助言
- (3) 府警察
- ア 関係機関との連携強化
 - イ 災害情報の収集及び被害実態の把握
 - ウ 被災者の救出・救護
 - エ 避難誘導、立入禁止区域の設定及び交通規制
 - オ 事故現場及び現場周辺の警戒・警備
 - カ 遺体の検視及び身元の確認
 - キ 行方不明者の搜索
 - ク 福井・京都・兵庫北海域排出油等防除協議会との連絡、運営協力
 - ケ その他事故災害に必要な警察活動
- (4) 海上保安機関
- ア 的確な情報収集及び関係防災機関への通報、協力要請
 - イ 警戒本部(本部長:海上保安庁長官)設置時における連絡調整本部(本部長:管区海上保安本部長)の設置
 - ウ 海上における遭難者の救助・搬送及び行方不明者の搜索

- エ 一般船舶、出漁船等に対する事故状況の連絡周知、人命救助の協力要請
- オ 船舶火災に対する消火活動の実施
- カ 死傷病者の地上搬送に係る最寄りの市町に対する出動要請
- キ 福井・京都・兵庫北海域排出油等防除協議会の会議の招集及び総合調整本部の設置
- ク 事故原因者等に対する流出油の応急防除措置の指導
- ケ 船主等及び海上災害防止センターに対する指示等
- コ 流出油の拡散防止及び回収処理等の応急防除措置の実施
- サ 一般船舶の安全確保及び船舶交通の規制
- シ 死傷病者の身元確認
- サ 応援医師及び緊急物資の海上輸送
- (5) 自衛隊
 - ア 被害状況の調査、死傷病者の救助・搬送及び行方不明者の搜索
 - イ 消火並びに流出油の拡散防止及び回収処理等の応急活動
 - ウ 応援要員、傷病者及び救援物資等の輸送
 - エ 福井・京都・兵庫北海域排出油等防除協議会との連絡調整、運営協力
- (6) 京都府漁業協同組合
 - ア 共同利用施設の被害応急対策及び復旧対策
 - イ 被害組合員に対する融資又はあつ旋
 - ウ 生産資材、応急資材等の確保又はあつ旋
 - エ 海上災害防止センターとの委託契約に基づく流出油の拡散防止及び回収処理等の応急活動
 - オ 漁業関係者の被害補償の取りまとめ
 - カ 福井・京都・兵庫北海域排出油等防除協議会との連絡調整、運営協力
- (7) 海上災害防止センター
 - ア 海上保安庁長官等の指示に基づく流出油防除措置の実施
 - イ 船舶所有者等の委託に基づく流出油防除措置の実施
 - ウ 船舶所有者等の利用に供するための流出油防除資機材の保有
 - エ 福井・京都・兵庫北海域排出油等防除協議会との連絡調整、運営協力

3 事故原因者等の責務

石油類を流出させた屋外タンク等の所有者、占有者又は管理者及びタンカー等船舶の所有者、占有者又は船長等事故発生の原因となった責任者(以下「事故原因者等」という。)の主要な責務は、次のとおりとする。

- (1) 海上保安機関、消防、警察等に対する事故状況の迅速かつ的確な通報及び事故発生地市町村との連絡・協議
- (2) 現地における事故対策本部の設置(海上における事故の場合は、最寄りの陸上)
- (3) 関係防災機関の設置する合同対策本部への責任者の派遣
- (4) 遭難船舶乗組員等の搜索・救助活動
- (5) 現地における医療その他の応急措置
- (6) 死傷病者の身元確認及び家族への通知
- (7) 見舞人、遺族の受け入れ及び整理並びに問合せへの対応

4 第1節 総則

- (8) 流出油の警戒及び拡散状況等の調査並びに拡散防止の措置
- (9) 流出油の早期回収及び処理並びに事故現場の早期復旧
- (10) 関係防災機関に対する土地建物等の施設その他必要な資機材の貸与又は提供等
- (11) 被害者の損害に対する補償対応
(タンカー事故の場合、汚濁損害は、先ず船舶所有者(又はP&I保険)が賠償し、これを上回る損害については、国際油濁補償基金が補償する。)

4 広域的な活動体制

国、府、市町村等の各機関は、平常時から各機関との連絡を密にし、事故発生時に総合的かつ計画的な防災活動が円滑に行われるよう広域的な活動体制の確立に万全を期するものとする。

なお、本町においては、次のとおり消防相互応援協定を締結している。

- (1) 隣接町との消防相互応援協定
 - ア 両丹都市消防相互応援協定(資料27参照)
 - イ 宮津市・伊根町消防団火災応援覚書(資料7参照)
- (2) 京都府内の消防相互応援協定
 - 京都府広域消防相互応援協定

5 伊根町における災害の記録(「ナホトカ号」油流出災害)

(1) 災害の概要

平成9年1月2日未明、ロシア船籍タンカー「NAKHODKA」(ナホトカ、以下「N号」という。)は、風速約20m、波高約6mの大時化の状況のもと、C重油約19,000k1を積載し、中国上海からロシアペトロバプロフスクへ向け航行中、隠岐諸島北北東約106kmの海上において、船体が折損し、船尾部が沈没、船首部は半没状態で漂流した。

この事故により、折損した部分からC重油約6,240k4(推定。船舶からの流出量としては昭和46年のジュリアナ号原油流出事故に次いで過去2番目)が流出するとともに、船首部が約2,800k1(推定)を残存したまま、7日午後、福井県三国町安島岬付近の海岸に漂着した。

さらに、N号から流出した油の一部は、島根県から秋田県に及ぶ日本海側の1府8県(富山県を除く。)に漂着し、甚大な被害をもたらした。

京都府においては、N号から流出した重油は、1月9日早朝に丹後半島の網野町、丹後町及び久美浜町の海岸線に漂着した。その後1月12日以降伊根町、更に舞鶴市冠島付近など、範囲を拡大しながら、大量の重油が砂浜や岩場に漂着した。

主な流出油の漂着、浮遊油の状況

油の漂着した日	油の漂着状況
1月9日～11日	網野町、丹後町及び久美浜町浜一帯及び岩場に5m×8mの油塊、帯状のオイルボール、大小の油の塊等が漂着
1月12日	丹後町及び伊根町にオイルボールが漂着
1月13日～14日	舞鶴市冠島西側及び成生岬周辺に多数の油塊が漂着
1月15日～16日	伊根町に長さ10～20mの帯状の油塊やオイルボールが漂着
1月17日	舞鶴市冠島全域に100㎡当たり20～30個のオイルボールが漂着
1月19日～20日	網野町及び丹後町に直径5cm程度のオイルボールが漂着
1月22日～23日	網野町、丹後町及び久美浜町並びに舞鶴市に直径1～30cm大のオイルボールが大量に漂着
2月3日～4日	網野町及び丹後町に細かな油が漂着

(2) 影響及び被害状況

ア 漁業

定置網等に油が付着し、引揚げのために漁を休止するとともに、油防除作業等に伴い操業が中止された。

イ 観光

日本海沿岸地域の旅館、民宿では予約の取消しや宿泊客の減少が生じた。

ウ 天然記念物等

「琴引浜(鳴き砂)」に流出油が漂着した。また、史跡「函石浜遺物包含地」にも流出油が漂着したが、遺跡には被害はなかった。

天然記念物「オオミズナギドリ繁殖地」(冠島)に流出油が漂着したが、営巣地域に影響はなかった。

(3) 漂着油の回収状況

京都府及び地元市町など、防災関係機関はもとより、地元住民、漁協さらには、京阪神からの参加者も含む多くのボランティアの協力を得て漂着油の回収を行った。

この結果5月末までに3,600トン余りの重油(海水、砂を含む。)が回収された。

作業に従事した延べ人員及び延べ油回収量

市 町	作業に従事した人員(名)	油回収量(トン)
舞 鶴 市	4,422	327.1
宮 津 市	2,549	11.3
伊 根 町	2,615	150.8
網 野 町	32,290	1,319.9
丹 後 町	21,225	1,161.9
久美浜町	14,850	643.9
合 計	77,951	3,614.9

4 第1節 総則

※京都府N号油流出災害対策本部・支部閉鎖時(平成9年5月30日現在)

※油回収量には海水、砂を含む。

※内訳	地元住民・漁協・消防	34,677	府職員	1,010
	地元市町職員	7,836	他市町村職員等	2,762
	ボランティア	26,406	警察機動隊等	1,700
	高校生等(教員含む)	3,560		

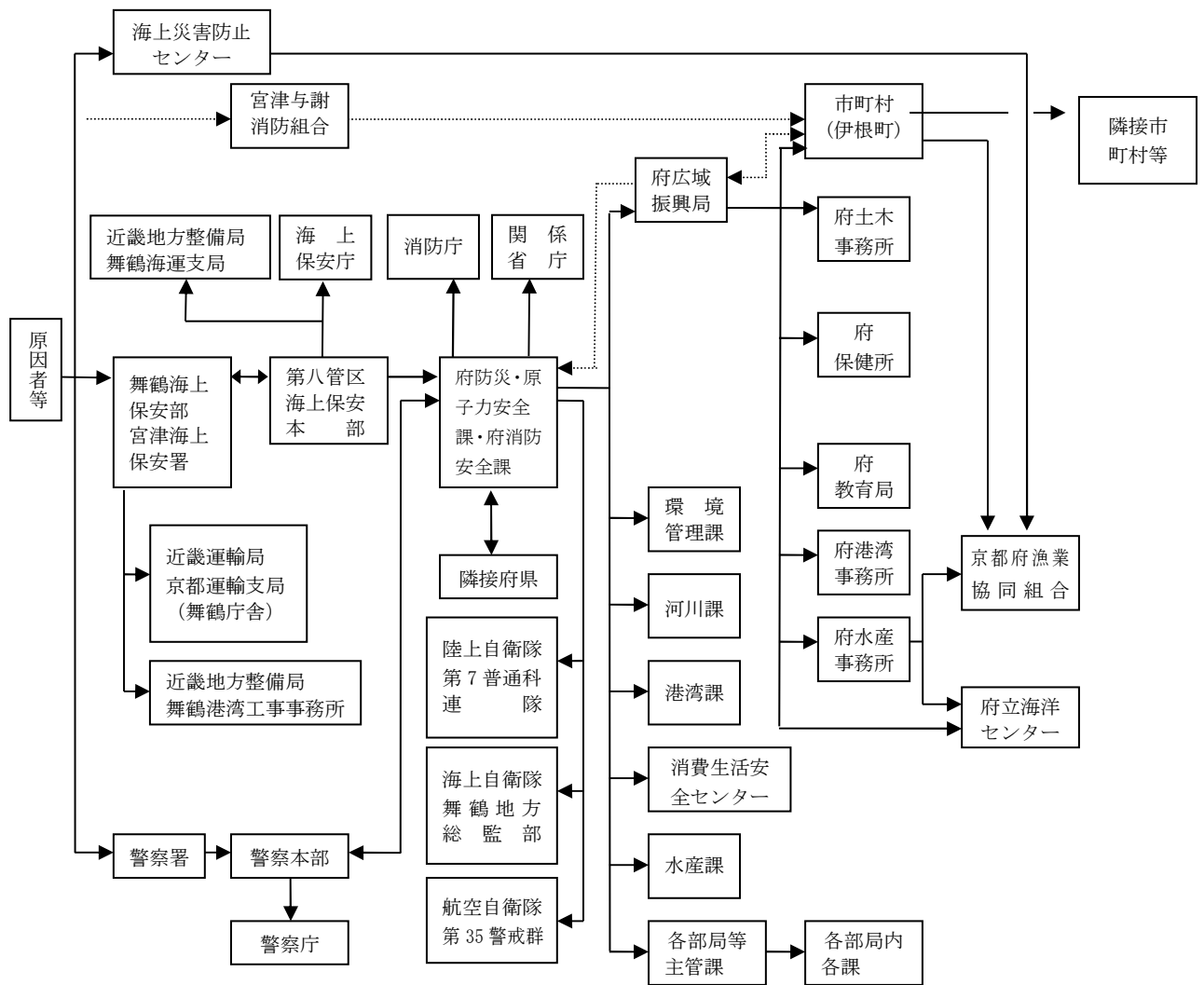
第2節 予防計画

石油類貯蔵施設又はタンカー等の事故による油流出事故及びこれによる火災の発生あるいは、河川又は海洋汚染等における被害の発生を予防し、被害の軽減を図るため町は防災関係機関及び関係団体並びに事故原因者等と連携を図り、予防対策について必要な事項を定める。

1 情報連絡体制の整備(総務課)

町は、防災関係機関との連携のもと、油流出事故が発生した場合に、人命救助や被害の拡大等を防止し、沿岸地域住民、沿岸施設及び附近船舶の安全確保を図るため、円滑な応急対策が行えるよう緊急時の情報連絡体制を確立しておく。

連絡通報系統図



関係機関通報連絡先（日本海沿岸部の関係機関）

	関係機関名	NTT 上段：直通 下段：FAX	衛星通信系防災 上段：直通 情報システム 下段：FAX 衛星系は下記番号の頭に" 7" を、地上系は" 8" を付加	備考
市町村・ 消防機関	舞鶴市企画管理部 危機管理・防災課	(0773) 66-1089 (0773) 64-7688	841-8109 841-8100	
	宮津市 企画総務室	(0772) 45-1605 (0772) 25-1615	851-8109 851-8100	
	与謝郡与謝野町 総務課	(0772) 46-3004 (0772) 46-2851	853-8109 853-8100	
	与謝郡伊根町 総務課	(0772) 32-0501 (0772) 32-1333	854-8109 854-8100	
	京丹後市網野市民局	(0772) 69-0713 (0772) 79-3407	871-8161 871-8160	
	京丹後市丹後市民局	(0772) 69-0714 (0772) 75-2160	871-8171 871-8170	
	京丹後市久美浜市民局	(0772) 69-0716 (0772) 82-1758	871-8192 871-8190	
	宮津与消防組合 消防本部	(0772) 46-6119 (0772) 46-6122	856-8109 856-8100	
	京丹後市消防本部 (峰山消防署)	(0772) 62-0119 (0772) 62-6119	872-8109 872-8100	
	府 地 方 機 関	府中丹広域振興局 企画総務部	(0773) 62-2500 (0773) 63-8495	840-8101 840-8100
府丹後広域振興局 企画総務部 宮津地域総務室		(0772) 22-2700 (0772) 22-2179	850-8101 850-8100	宿直室 850-280
府丹後広域振興局 企画総務部		(0772) 62-4301 (0772) 62-5894	870-8101 870-8100	宿直室 870-280
府中丹東土木事務所 河川砂防室		(0773) 42-1020 (0773) 42-2636	820-8111 820-8110	宿直室 820-490
府丹後土木事務所 河川砂防室		(0772) 22-7986 (0772) 22-3250	850-8111 850-8110	宿直室 850-280
府中丹東保健所 企画調整室		(0773) 75-0805 (0773) 76-7746	843-8106	宿直室 843-8108
府丹後保健所 企画調整室		(0772) 62-0361 (0772) 62-4368	870-561	宿直室 870-280
府中丹教育局 総務課		(0773) 42-1254 (0773) 42-9741	820-511	宿直室 820-545
府丹後教育局 総務課		(0772) 22-2175 (0772) 22-0479	850-511	宿直室 850-280
府港湾事務所 庶務課	(0773) 75-1174 (0773) 75-4375	844-8105 844-8100	休日・夜間等の 電話は府中丹広 域振興局宿直室 に転送	

	関係機関名	NTT 上段：直通 下段：FAX	衛星通信系防災 上段：直通 情報システム 下段：FAX 衛星系は下記番号の頭に" 7" を、地上系は" 8" を付加	備考
	府水産事務所 庶務課	(0772) 22-3288 (0772) 22-3289	858-8101 858-8100	宿直室 858-8103
	府立海洋センター 業務部	(0772) 25-0129 (0772) 25-1532	859-8101 859-8100	宿直室 859-8102
国 の 機 関	第八管区 海上保安本部 救難課	(0773) 76-4100 (0773) 78-2375	848-8101 848-8100	内線 285 FAX 288 警備救難当直室 (0773) 76-4103
	舞鶴海上保安部 警備救難課	(0773) 76-4120 (0773) 76-4121		内線 381 FAX 387
	宮津海上保安署	(0772) 22-0118 (0772) 22-4561		
	近畿運輸局 京都運輸支局 (舞鶴庁舎)	(0773) 75-0616 (0773) 75-0617		
	近畿地方整備局 舞鶴港湾事務所	(0773) 75-0844 (0773) 78-2010		
自 衛 隊	陸上自衛隊 第7普通科連隊	(0773) 22-4141	(時間中)835-8103 (時間外)835-8108 835-8100	内線 235 302 FAX 269
	海上自衛隊 舞鶴地方総監部	(0773) 62-2250 緊急(0773) 62-2255 FAX(0773) 64-3609	847-8109 847-8100	内線 2213、 2222、2223 FAX 2800
	航空自衛隊 第35警戒群	(0772) 76-0631		内線 205、202 FAX 228
府 本 庁 課	府防災・原子力安全課	(075) 414-4466 (075) 414-4477	700-8110 700-8102	保安室 700-8145
	府消防安全課	(075) 414-4468 (075) 414-4477		
	府水産課	(075) 414-4992 (075) 414-4939	700-4994	
	府港湾課	(075) 414-5301 (075) 432-2074	700-5301	
	府河川課	(075) 414-5282 (075) 432-6312	700-8130 700-8100	
団 体	京都府漁業 協同組合	(0773) 77-2200 (0773) 76-5667		
	海上災害防止センター 防災部	直通(045)224-4315 時間外(045)224-4311 (045)224-4312		
	海上災害防止センター 京都府連絡事務所 (飯野港運株委託)	(0773) 75-5385 (0773) 75-5681		

2 流出油防除資機材等の整備(総務課)

町は、流出油防除資機材及び化学消火薬剤等消火資機材の整備に努める。

府は、油流出事故発生時に、市町村等が行う防除作業を支援するために必要とする流出油防除資機材の備蓄に努めるものとする。

また、市町村その他防災関係機関、関係団体等が保有する流出油防除資機材及び化学消火薬剤等消火機材の保有状況の調査把握及び緊急調達方法、集中使用方法等の調査研究に努めるものとする。

海上災害防止センターは、海洋汚染及び海上災害の防止に関する法律(昭和45年法律第136号)に基づく海上保安庁長官の指示又は船舶所有者等の委託により流出油防除措置を実施するために、又は船舶所有者等の利用に供するために必要な流出油防除資機材を保有するものとする。

3 訓練、研修等(総務課)

町は、府が実施する訓練及び人材養成に必要なに応じて協力する。

府は、市町村、第八管区海上保安本部等防災関係機関、関係団体等との連携のもとに、油流出事故への対応を迅速・的確に実施するための訓練及び的確な防除・回収方法を指示でき得る人材を養成するものとする。

〔第八管区海上保安本部〕

第八管区海上保安本部は、油流出事故の発生に備え、次の措置を講ずるものとする。

- (1) 防災活動を適切かつ効果的に実施するために必要な防災関係資料の収集及び調査研究を行うものとする。
- (2) 油が著しく大量に排出された場合を想定して、排出油防除体制の強化を図るため、防災関係機関等が一体となり、排出油防除のための諸活動の訓練を実施するものとする。
- (3) 船舶関係者等に対し、油流出事故の発生を防止するため指導啓発、海事関係法令の励行等に努めるものとする。
- (4) 福井・京都・兵庫北海域排出油等防除協議会(会長;第八管区海上保安本部長)を円滑に運営し、災害時に、会員その他関係防災機関が万全の対応を図れるよう努めるものとする。

第3節 応急対策計画

町は、町の区域に油流出事故が発生し、被害が発生又は発生するおそれがある場合において、第一次的に被害予防・応急対策を実施する機関として、法令及び本計画の定めるところにより、伊根町事故対策本部等を設置し、他の市町村、府等関係防災機関並びに区域内の公共的団体及び住民等の協力を得て、その有する全機能をあげて被害予防・応急対策の実施に努める。

1 伊根町油流出事故警戒本部(全部)

(1) 事故警戒本部の設置

町又は近隣の海域等において油流出事故が発生し、町域の海岸等に流出油が漂着する等被害が及ぶおそれがあり、厳重な警戒体制をとる必要が生じたときは、町長は、総務課長及び地域整備課長による協議の結果を踏まえ、油流出事故警戒本部を設置する。(本部長:町長)

(2) 事故警戒本部の業務

事故警戒本部は、主として次の業務を行う。

ア 事故及び被害状況の調査並びに情報の収集及び伝達

イ 本部長の指示事項の各課等への伝達

ウ 府、第八管区海上保安本部等関係防災機関及び関係団体との連絡調整

エ 町、宮津与謝消防組合及び関係団体の備蓄する流出油防除資機材の状況の点検(特に、オイルフェンス等の配備、展張等の調整)

オ 警戒活動の実施

(3) 事故警戒本部要員の動員

事故警戒本部を設置した場合における要員の動員は次によるものとする。ただし、事故の規模又は状況により増減する。

課名	総務課	企画観光課	住民生活課	保健福祉課	地域整備課	教育委員会	出納室	議会事務局	消防団
配備	2	1	1	1	3	1	—	—	1

(課長を含む人数)

(4) 事故対策本部又は災害対策本部が設置された場合においては、事故警戒本部は自動的に閉鎖し、その業務を事故対策本部又は災害対策本部に引継ぐ。

2 伊根町油流出事故対策本部(全部)

(1) 事故対策本部の設置

町又は近隣の海域等において油流出事故が発生し、流出油の漂流進路予測、各地の被害発生状況に関する情報等により、町域の海岸等に流出油が漂着し、又はそのおそれがあるなど相当な被害が予想される場合は、町長は、総務課長及び地域整備課長による協議の結果を踏まえ、油流出事故対策本部を設置する。(本部長:町長)

なお、災害救助法の適用を必要とする程度の被害が生じたとき、又は漂着油の状況が著しく、長期的に総合的な対策を講ずる必要があるときは、事故警戒本部を直ちに災害対策本部に切り替え、必要な対策を実施する。

(2) 事故対策本部の組織及び業務

事故対策本部の組織及び業務は、原則として一般計画編第2章第1節「災害対策本部等運用計画」に定める災害対策本部の業務区分に準じて各部を組織し行う。

(3) 事故対策本部要員の動員

事故対策本部を設置した場合における要員の動員は次による。ただし、事故の規模又は状況により増減する。

課名	総務課	企画観光課	住民生活課	保健福祉課	地域整備課	教育委員会	出納室	議会事務局	消防団
配備	3	1	1	1	5	1	1	1	1

(課長を含む人数)

(4) 事故対策本部の閉鎖

町長は、町の地域の海岸について、漂着油等による被害が拡大するおそれが解消し、その防除等応急対策がおおむね終了したときは、事故対策本部を閉鎖する。

(5) 災害対策本部が設置された場合においては、事故対策本部は自動的に閉鎖し、その業務を災害対策本部に引継ぐ。

3 伊根町災害対策本部(全部)

(1) 災害対策本部の設置

町の海岸等において流出油の漂着が著しいなどその防除に相当の期間を要すると認められ、民生の安定、産業の振興など総合的な対策を講ずる必要がある場合は、町長は、総務課長及び地域整備課長による協議の結果を踏まえ、災害対策本部を設置し、又は事故対策本部を災害対策本部に切り替えて必要な対策を実施する。(本部長:町長)

(2) 災害対策本部の組織及び業務

災害対策本部の組織及び業務は、一般計画編第2章第1節「災害対策本部等運用計画」に定めるとおりとする。

4 情報の収集・伝達(総務課)

町は、当該区域又は近隣海域において油流出事故が発生し、被害が発生又はそのおそれがあるときは、海岸線の陸上パトロール等を実施し、速やかにその状況をとりまとめて府丹後広域振興局長(府事故警戒支部長等)を経由して、知事(府事故警戒本部長等)に報告する。

(1) 油漂着状況報告

町の区域内に流出油が漂着したとき又はそのおそれがあるときは、その状況を報告する。

(2) 油防除措置状況報告(業務日報)

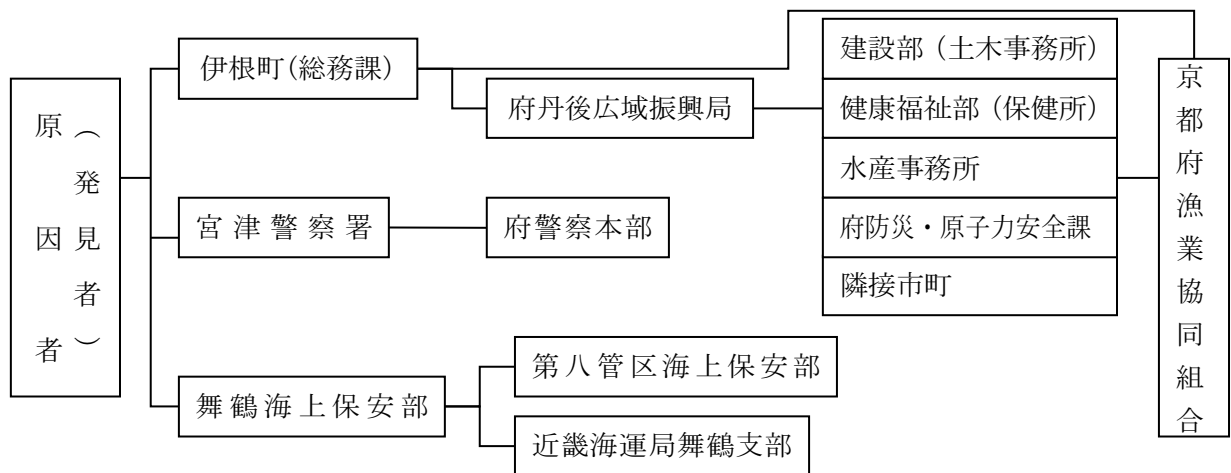
町の区域内に流出油が漂着し、防除作業が実施されているときは、次の項目について報告する。

- ア 現場汚染の状況(地域別に記載。以下同じ。)
- イ 実施作業内容
- ウ 実施予定作業内容
- エ 防除資機材の状況(現場集積量・使用済量・残量)
- オ 不足する防除資機材の状況(種類・数量)
- カ 防災出動勢力(人員(行政関係者・地元住民・漁業関係者・ボランティア等に区分)・隻数)
- キ 流出油等の回収量
- ク 漂着の状況(既往分及び新たな漂着の有無)
- ケ 使用した油処理剤の数量
- コ 作業済み割合
- サ 問題点等特記事項

(3) 報告の方法

報告は、原則としてファクシミリをもって行い、災害の経過に応じて、把握した事項から逐次報告する。

通報体系は、次による。



〔事故原因者等〕

(1) 船舶の船長、屋外タンク等施設の管理者等は、当該船舶又は施設から海洋・河川への大量の油の流出があったとき、又は流出のおそれがある場合には、電話、電信その他最も早く到達する手段により、直ちに最寄りの海上保安機関及び市町村等防災関係機関に通報するものとする。

また、海面・河川に大量の油が漂流していることを発見した者においても同様とする。

(2) 事故原因者等又は海上災害防止センターは、市町村の区域ごとに、回収した油の搬出作業状況(搬出先、搬出量等)を、知事に逐次報告するものとする。

〔関係機関〕

関係機関は、事故の実態に対応した有機的な連携活動を行うため、各機関相互の通報体制の確立を図る。

5 状況把握と広報、広聴活動(総務課)

(1) 状況把握

船艇等によって石油類の流出区域、移動状況及び被害の程度を調査する。

(2) 船舶等への周知方法

一般船舶及び漁業者に事故の状況を周知し、船舶交通の規制、在泊船舶の移動等を指示する。

(3) 住民への周知方法

付近住民に事故の状況を周知し、火気使用の禁止、避難等を指示する。

(4) 広聴活動の実施

町は、被害地において臨時被害相談所等を防災関係機関等の協力を得て設置し、被災者が抱える生活上の多くの不安を解消するため、要望、苦情等多様な生活等の問題について適切に相談に応じ、速やかに関係機関に連絡して早期解決に努める。

6 流出石油類の回収、処理活動(全部)

(1) 防除方針の決定

ア 流出した油は、海上で除去することが最良であるため、防除方針の決定に当たっては海上での回収を可能な限り実施し、海岸線への漂着を回避するよう努める。

イ 流出油等の防除は、流出油の種類及び性状、流出油の拡散状況、気象・海象の状況その他の条件によってその手法が異なるため、防除作業を行うに当たっては、まず流出油の拡散及び性状の変化の状況について確実な把握に努め、海上保安庁等の行う油流出事故の影響評価結果を踏まえて、状況に応じた適切な防除方針を速やかに決定するとともに、初動段階において有効な防除措置を集中的に実施することにより、迅速かつ効率的な流出油の拡散防止、回収及び処理を行う。

ウ 防除措置は、油による被害及び講ずる措置による二次的な影響が最小になるように、関係防災機関が連携し状況に応じた様々な方法を組み合わせ行うものとする。

なお、沿岸部で油処理剤を使用する場合にあっては、事前に漁業関係者等の同意を得るものとする。

- エ 町は、海岸線に漂着した油等の状況及びその回収状況を常に把握し、地区ごとに計画的・効率的な回収方法を選定し、効率的な防除作業の実施に努める。
- (2) 伊根町の防除活動
- ア 事故原因者等の要請に基づき、流出油の除去に協力する。
- イ 流出油の漂着により海岸が汚染され、又はそのおそれがある場合は、流出油による被害を防止するため回収等応急の防除措置を講ずる。
- (ア) 海上の流出油の除去については、漁業協同組合に協力を要請する。
- (イ) 作業は、必要により住民、ボランティアの協力を得て行う。
- (ウ) 海岸線に漂着した油等の状況及びその回収状況を常に把握し、地区ごとに計画的・効率的な回収方法を選定し、効率的な防除作業の実施に努める。
- (エ) 回収した流出油は、ドラム缶又は土のう袋等に収容し、府等関係機関と連携し、環境上適切な方法により処理する。
- (3) その他機関による防除の実施
- ア 海上災害防止センター
- 海洋汚染及び海上災害の防止に関する法律に基づく海上保安庁長官の指示又は船舶所有者等の委託に基づき、流出油の防除措置を契約防災措置実施者、漁業協同組合連合会等を介して実施する。
- イ 漁業協同組合(漁業協同組合連合会)
- 海上災害防止センターとの漁業協同組合連合会との契約に基づき、必要な流出油の防除措置を実施する。
- ウ 事故原因者等
- (ア) オイルフェンスの展張、その他流出した油の拡散を防止するための措置を講ずる。
- (イ) 損傷箇所の修理、残油の移し替えその他の流出防止措置を講ずる。
- (ウ) 流出油の回収、油処理剤の散布等による処理を行う。
- (エ) 回収した油の適正な処理を行う。

7 関係機関等への応援要請(町長、総務課)

事故の状況、規模により関係機関等に対し、人員、資機材、船艇等の応援を要請する。

8 油回収作業従事者の健康対策(健康相談所の開設)(保健福祉課)

- (1) 被害地における健康対策は、町が実施するが、必要に応じて府に協力を要請する。
- (2) 油回収作業従事者の健康相談等に対応するため、町は、保健師、看護師等による健康相談チームを編成するとともに、漂着油回収作業現場等に仮設する救護所等と連携しながら、油回収作業従事者の健康保持に努める。
- ア 町は、油回収作業従事者の健康状態等を把握し、その状況を速やかに、府丹後広域振興局健康福祉部(丹後保健所)に報告するとともに、必要な場合は、保健所に協力要請を行う。
- イ 救護所等と連携して健康相談所を開設し、作業従事者に対し、油回収作業上の注意事項等についての普及啓発を行う。

4 第3節 応急対策計画

ウ 回収作業の長期化に伴う精神的・身体的疲労等からの健康状態の悪化を防止するため、地域巡回等による健康相談を行い、必要な措置を講ずる。

〔丹後保健所〕

協力要請を受けた保健所長は、市町村が作成する活動計画、健康相談チームの編成等に指示を行うとともに、必要に応じて、健康相談チームに保健師等の派遣を行うものとする。

9 環境保全(総務課、住民生活課)

油流出事故に伴って、環境汚染が発生、又はそのおそれがある場合は、次の措置をとる。

- (1) 環境汚染に関する情報を防災関係機関等へ通報する。
- (2) 住民の生命・身体に危険が予測される場合は、住民への周知及び避難誘導を行う。
- (3) その他、府の行う施策に協力する。

〔府〕

府は、市町村が行う住民等への通報、指示等に関し、必要な指導・助言その他の支援を行うとともに、次の施策を行うものとする。

- (1) 環境汚染に関する情報を防災関係機関等へ通報するものとする。
- (2) 住民の生命・身体に危険が予測される場合の周知及び避難誘導について、市町村に依頼又は指示するものとする。
- (3) 環境影響調査(大気、水質、動植物等)を実施するものとする。

10 文化財の応急対策(教育委員会)

町は、町域に所在する文化財について現地調査を行い、被害状況等を調査するとともに、予防・応急対策について管理者等と協議し、予防・応急・復旧計画を定めるほか、未指定文化財については、その被害状況について関係機関の協力を得て把握に努める。

11 ボランティア受入(保健福祉課)

漂着油の回収作業の実施には相当の労力を要し、災害ボランティアの協力が不可欠である。ボランティアの受け入れについては、一般計画編第2章第34節「ボランティア受入計画」に準ずるが、特に油回収作業現場との連絡を密にし、回収作業場所、必要人員、作業実施に必要な持参品、健康上の留意事項等に係る十分な情報を収集し、ボランティア活動希望者に提供する。

第4節 復旧計画

1 水産業施設復旧(漁港、漁場を含む)(地域整備課)

町は、関係機関及び関係団体等と連携し、流出油の漂着により被害を受けた水産業施設の回復措置を図る。

2 漁業経営安定対策(地域整備課)

町は、被害を受けた漁業者及び水産関係団体に対して、その状況に応じた融資制度の活用等による漁業生産の安定対策を講ずる。

3 中小企業経営安定対策(企画観光課)

町は、油流出事故により経営の悪化した観光業等中小企業者に対して、その状況に応じた経営相談の実施、融資制度の活用等による経営安定対策を講ずる。

4 風評被害対策(地域整備課、企画観光課)

町は、油流出事故に起因する風評による観光客離れ、魚介類等水産物の消費離れ等を防止するため、観光関連団体、漁業関係団体等と連携し、誘客・消費拡大を図るため、必要に応じ観光キャンペーン等の対策を講ずる。

5 補償対策等(地域整備課、企画観光課)

町は、漁業協同組合、観光業者等関係団体が行う補償請求について助言を行う。

〔府〕

- (1) 油流出事故が発生したときは、事後の補償請求事務を円滑に進めるため、海事鑑定人に対し、現地事務所の速やかな設置を要請するものとする。
- (2) タンカーからの油流出に伴う、流出油の防除、清掃等に要した経費、漁業被害、旅館・観光業者等の被害等について、被害等を受けた者はそれぞれ、「油による汚染損害についての民事責任に関する国際条約」、「油による汚染損害の補償のための国際基金の設立に関する国際条約」、「船舶油濁損害賠償補償法」等関係法令に基づき、船舶所有者、P&I 保険及び国際油濁補償基金に対し、補償請求するものとする。
- (3) 損害の早期回復を期すため、必要に応じ補償金の概算支払いを請求するものとする。

〔京都府漁業協同組合〕

海上災害防止センターとの流出油防除に係る委託契約に基づき、防除に要した経費を海上災害防止センターに請求するものとする。

6 事後の監視等の実施(全部)

町は、必要に応じ防災関係機関が行う事後の監視等に協力する。

〔防災関係機関〕

応急対策による措置が終了した後においても、必要に応じ、相互の連携のもと、漂着油の自然浄化の状況等環境への影響の把握に努めるものとする。特に、油流出事故による沿岸域の生態系等環境への影響は、回復に長期間を要することがあることから、大気、水質、動植物等への影響の調査を綿密に実施し、講じた措置の効果を検証し、必要に応じて補完的な対策を講ずるものとする。